

# 特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査施行細則

## 第1章 総則

### (施行細則)

- 第1条 医療法で広告可能とされているレーザー専門医の資格認定は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会(以下本学会)の定める特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査規定(以下本レーザー専門医規定)に定められたことのほかは、この特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査施行細則(以下本レーザー専門医施行細則)による。
2. 本レーザー専門医施行細則で定める経過措置期間は平成17年6月1日から理事会にて期間終了を決定するまでとする。

### (レーザー専門医)

- 第2条 レーザー専門医は基本領域学会(内科、外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科)の専門医でなければならない。但し、内科においては認定内科医も可とする。

### (取扱事務)

- 第3条 本レーザー専門医規定のレーザー専門医資格認定の事務は、本学会レーザー専門医資格審査事務局(株式会社コンパス;以下本レーザー専門医事務局)にて取り扱う。

## 第2章 安全教育講習会およびレーザー専門医試験

### (安全教育講習会)

- 第4条 安全教育委員会は、「レーザー医療に基礎と安全」をカリキュラムとした安全教育講習会を年2回以上開催する。
2. 安全教育講習会では、JIS規格などの法規、レーザー治療機器の安全な取扱い、施設の安全性基本領域における臨床上の安全性に関する留意点などを講習する。
3. 安全教育講習会は講演形式と、録画形式によるものがある。

### (安全教育講習会受講修了証)

- 第5条 安全教育講習会を受講した者には15点のポイントが与えられ、安全教育講習会受講修了証(以下受講修了証)を専門制度委員長(本委員長)名および安全教育委員長名で交付する。
2. 受講修了証は、5年間有効とする。

### (レーザー専門医試験)

- 第6条 安全教育委員会はレーザー専門医試験を年2回以上開催する。
2. レーザー専門医はレーザー専門医試験に合格しなければならない。但し平成17年6月1日以前の安全教育試験合格者はレーザー専門医試験合格者とみなす。

### (レーザー専門医試験問題)

- 第7条 レーザー専門医試験問題は、安全教育委員会で作られる。

### (レーザー専門医試験の採点および合否の決定)

- 第8条 安全教育委員会は、レーザー専門医試験を採点し、合否を決定する。
2. 合否決定に関わる詳細は公表しない。

### (レーザー専門医試験合格証)

第9条 レーザー専門医試験に合格した者に対してレーザー専門医試験合格証を理事長名、本委員長名および安全教育委員会委員長名にて交付する。

2. 初回申請時におけるレーザー専門医試験合格証は過去5年間の合格証を有効とする。

## 第3章 レーザー専門医資格の申請

### (レーザー専門医資格認定証の種類)

第10条 レーザー専門医資格認定証は、レーザー専門医資格認定証のみとする。

### (レーザー専門医資格申請書類の条件)

第11条 レーザー専門医資格申請書類は表1 および第12～24条の条件を満たさなくてはならない。

2. 表1の○印はその書類を必要とする。

表1

専門資格	レーザー専門医
レーザー専門医資格認定申請書類	
1. レーザー専門医資格申請書(※1)	○
2. 医師免許証類等(写)	○
3. 業績目録	○
4. 基本領域学会専門医認定証(写)	○
5. 安全教育講習会修了証(3枚以上)(写)(※2)	○
6. レーザー専門医試験合格証(写)	○
7. 指導施設・認定施設および学会の定める研修施設の教育研修証明書(5年間)	○
8. 本学会参加証(2枚以上)(写)(※2)	○
9. レーザー専門医資格認定審査料払込証(写)	○

(※1) 会員番号を記載すること。

(※2) 経過措置期間中は1枚でも可とする。

### (レーザー専門医資格申請書類)

第12条 レーザー専門医資格を申請する者は、レーザー専門医資格申請書類を本レーザー専門医事務局に請求する。

2. 本レーザー専門医事務局は、レーザー専門医資格申請者にレーザー専門医資格申請書類を送付する。
3. レーザー専門医資格申請書には、本学会理事および5年以上の正会員1名の推薦を必要とする。
4. レーザー専門医資格を申請する者は、表1のレーザー専門医資格申請書類を本レーザー専門医事務局に送付する。

### (レーザー専門医資格申請書の種類および条件)

第13条 レーザー専門医資格申請書には、レーザー専門医資格申請書がある。

2. 取得する学会名は、第2条で定めた基本領域学会のうち1つだけとし変更することはできない。

### (レーザー専門医資格申請の業績目録)

第14条

表 2

資格 項目	レーザー専門医
1. 経験年数	5年以上
2. 症例抄録	10例
3. 取得点数	150点以上

### (経験年数)

第15条 レーザー専門医は指導施設での教育研修の年数のみが有効となる。

(注) 経過措置期間中は認定施設および学会の定める研修施設での教育研修の年数も有効となる。

### (症例抄録)

第16条 レーザー専門医は、指導施設の症例抄録を必要とする。

(注) 経過措置期間中は認定施設および学会の定める研修施設での症例抄録も認める。

2. 医療用のレーザー装置を使って10症例の症例抄録を提出しなければならない。
3. 症例抄録の呈示症例数および記載方法については内科、外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科のレーザー専門医資格審査部会において検討され、レーザー専門医資格審査小委員会がこれを決定し、理事会の議を経て本学会学会誌上およびレーザー専門医資格審査施行細則の付則に発表する。
4. 症例抄録の記載に際し、同一症例は術者または第一助手までが使用することができる。
4. 症例抄録用紙は、本レーザー専門医事務局にて発行する。

### (取得点数)

第17条 表2の取得点数は、表3および表4の基準点数に基づき過去に研修した取得点数の総和を記載する。

2. 取得点数を証明する写しは全て添付する。

(学会・講習会出席および発表の基準点数)

第18条 各種レーザー医学会・関連学会および講習会などにおける基準点数は表3に定める。

表3

学会種別	学会出席	学会発表		
		シンポジウム 特別講演等	一般演題 演者	共同演者
国際レーザー医学会学術集会	20	25	15	7
世界レーザー医学連合会	20	25	15	7
日本レーザー医学会学術集会	20	25	15	7
日本レーザー医学会安全教育講習会	15	20	—	—
世界レーザー治療学会学術集会	15	20	10	5
国際光線力学学会学術集会	15	20	10	5
国際光治療学会	15	20	10	5
Asian Pacific レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
米国レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
欧州レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
関連する国際レーザー医(歯)学会学術集会	15	20	10	5
その他の国際学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど	15	20	10	5
関連する国際レーザー学会学術集会	15	20	10	5
日本レーザー治療学会学術集会	12	15	8	4
日本光線力学学会学術集会	12	15	8	4
日本レーザー歯学会学術集会	12	15	8	4
関連する国内レーザー医(歯)学会学術集会	12	15	8	4
関連する国内学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど	12	15	8	4
その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4
その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する国内外レーザー学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4

(論文・著書の基本点数)

第19条 論文・原著・著書の基準点数は表4に定める。

表4

原著他	筆者他	筆者	共同執筆者
本学会英文原著		120	40
英文原著・著書		70	25
本学会和文原著		90	30
その他の和文原著・著書		50	16
その他英文論文		50	16
その他和文論文		30	10

### (基本領域学会専門医認定証)

第20条 表1の4および表5の5の基本領域学会とは内科、外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科の学会である。

2. レーザー専門医は、基本領域学会の専門医でなければならない。  
但し、内科においては認定内科医も可とする。
3. レーザー専門医の院外広告に際しては、基本領域学会の専門医の称号と併記しなければならない。

### (本学会参加証)

第21条 表1の本学会学術集会参加証は、2枚以上を必要とする。

(注)経過措置期間中は1枚でも可とする。

### (レーザー専門医資格審査料払込証)

第22条 表1のレーザー専門医資格審査料払込証は、本レーザー専門医事務局にて発行する。

### (レーザー専門医資格の登録申請)

第23条 審査結果を受けた本レーザー専門医事務局は、合格通知と同時に登録申請に必要な書類を本人に送付する。

2. 登録申請は、登録申請書に必要事項を記入し、登録料支払用紙の写しと併せて本レーザー専門医事務局に送付する。

## 第4章 レーザー専門医資格の更新申請

### (レーザー専門医資格更新申請書類の条件)

第24条 レーザー専門医資格更新申請書類は表5および第25～31条の条件を満たさなくてはならない。

2. 表5の○印はその書類を必要とし、×印は要しない。

表5

専門資格	レーザー専門医
レーザー専門医資格更新申請書類	
1. レーザー専門医資格更新申請書	○
2. 医師免許証類等(写)	○
3. 本学会資格認定証(写)	○
4. 業績目録	○
5. 基本領域学会専門医認定証(写)	○
6. 安全教育講習会修了証(写)	○2枚以上(※1)
7. 本学会参加証(写)	○2枚以上(※1)
8. レーザー専門医資格認定審査料払込証(写)	○

(※1)経過措置期間中は1枚でも可とする。

### (レーザー専門医資格更新申請書類)

第25条 レーザー専門医資格認定証の失効の期限が迫ったら本レーザー専門医事務局は失効の8ヶ月前に本人に書面をもって通知する。

2. レーザー専門医資格を更新する者は、レーザー専門医資格更新申請書類を本レーザー専門医事務局に請求する。
3. 本レーザー専門医事務局は、レーザー専門医資格更新申請者にレーザー専門医資格更新申請書類を送付する。
4. レーザー専門医資格を更新する者は、条件の整った表3のレーザー専門医資格更新申請書類を本レーザー専門医事務局に送付する。
5. レーザー専門医資格更新は資格取得日の5年後の半年前から5年後までとする。
6. レーザー専門医資格の更新条件が整わず降格した時は、2年以内に条件を整えれば、再更新により再昇格できる。
7. 海外留学等で条件の整わない場合は、レーザー専門医資格審査委員会に問い合わせる。

### (レーザー専門医資格更新申請書の種類)

第26条 レーザー専門医資格更新申請書には、レーザー専門医資格更新申請書がある。

### (レーザー専門医資格更新の業績目録)

第27条 業績目録は表6および第28条の条件を満たさなくてはならない。

2. 但し、レーザー専門医は毎年20点以上を取得することが望ましい。

表6

項目	資格
1. 症例抄録	不要
2. 新規取得点数	150点以上

### (新規取得点数)

第28条 表6の新規取得点数は表3および表4の基準点数に基づき、過去5年間の更新期間内に研修した取得点数の総和を記載する。

2. 取得点数を証明する写しは全て添付する。

### (レーザー専門医資格認定審査料払込証)

第29条 表5のレーザー専門医資格審査料払込証は、本レーザー専門医事務局にて発行する。

### (レーザー専門医資格の登録更新)

第30条 審査結果を受けた本レーザー専門医事務局は、合格通知と同時に登録更新に必要な書類を本人に送付する。

2. 登録更新は、登録更新書に必要事項を記入し、登録料支払用紙の写しと併せて本レーザー専門医事務局に送付する。

**(レーザー専門医資格の更新時期の延長)**

第31条 レーザー専門医資格の更新ができない事由があり本学会がそれを認めた場合、レーザー専門医資格更新の時期を延長することができる。

**(その他)**

第32条 その他のレーザー専門医資格の申請、更新、交付および喪失についてはレーザー専門医資格審査規定第 19～26 条を参照すること。

**第 5 章 申請期間・審査および承認**

**(申請期間)**

第33条 レーザー専門医資格申請・更新の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。

(注) 経過措置期間中は、常時資格申請および更新ができる

**(審査)**

第34条 レーザー専門医資格申請・更新の審査は、レーザー専門医資格審査委員会にて5月31日までに行われる。

(注) 経過措置期間中は、常時資格申請および更新ができる

2. 審査内容に関わる詳細は公表しない。
3. レーザー専門医資格審査委員会は申請者の監査を行うことができる。

**(資格申請の承認・交付期間)**

第35条 レーザー専門医資格申請・更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。

(注) 経過措置期間中はこの限りではない。

**(承認)**

第36条 レーザー専門医の申請・更新申請は、レーザー専門医資格審査委員会の議を経て、その審査結果を本委員長が理事会に報告して承認を得る。

**第 6 章 その他**

**(安全教育講習会受講料・レーザー専門医試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料)**

第37条 各種資格に対する安全教育講習会受講料・レーザー専門医試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料は表 8 に定める。

表 8

専 門 項 目	安全教育講習会受講料 (テキスト代含む)	レーザー専門医 試験料	審査料	更新審査料	登録料
レーザー専門医	10,000 円	10,000 円	40,000 円	10,000 円	10,000 円

**(本レーザー専門医施行細則の変更)**

第38条 本レーザー専門医施行細則を変更する場合は、レーザー専門医資格審査委員会の議を経て本委員会および理事会の承認を受けなくてはならない。

**(本レーザー専門医施行細則の施行日)**

第39条 本レーザー専門医施行細則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付則-1 レーザー専門医の症例抄録の呈示症例数および記載方法

付則-2 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 17 年 9 月 9 日の総会より変更

付則-3 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 19 年 2 月 28 日の臨時理事会より変更

付則-4 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 19 年 9 月 13 日の定例理事会より変更

付則-5 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 21 年 12 月 1 日の定例理事会より変更

付則-6 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 22 年 9 月 15 日の臨時理事会より変更

付則-7 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 23 年 11 月 23 日の定例理事会より変更

付則-8 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 25 年 5 月 30 日の臨時理事会より変更

付則-9 本レーザー専門医資格審査施行細則は平成 31 年 1 月 7 日の臨時理事会より変更